

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号) (第一条関係)

改正案	現行
<p>(組合員の資格等) <u>第八条 (略)</u></p> <p>2 事業協同小組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において主として自己の勤労によつて商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者であつて、おおむね常時使用する従業員の数が五人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人)を超えないもので定款で定めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。</p> <p>一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合(企業組合を除く。)</p> <p>二 連合会の地区の全部又は一部を地区として他の法律に基づいて設立された協同組合</p> <p>6 企業組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。</p> <p>一 個人</p>	<p>(組合員の資格) <u>第八条 (略)</u></p> <p>2 事業協同小組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において主として自己の勤労によつて商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者であつて、おおむね常時使用する従業員の数が五人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人)をこえないもので定款で定めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定める者とする。</p> <p>一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合(企業組合を除く。)</p> <p>二 連合会の地区の全部又は一部を地区として他の法律に基づいて設立された協同組合</p> <p>6 企業組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。</p>

<p>二 次のいずれかに該当する者（前号に掲げる者を除く。）であつて政令で定めるもの</p> <p>イ 当該企業組合に対し、その事業活動に必要な物資の供給若しくは役務の提供又は施設、設備若しくは技術の提供を行う者</p> <p>ロ 当該企業組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供又は技術の提供を受ける者</p> <p>ハ イ又はロに掲げるもののほか、当該企業組合の事業の円滑化に寄与する者</p> <p>三 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合</p> <p>第八条の二 前条第六項第二号又は第三号の組合員（以下「特定組合員」という。）は、企業組合の総組合員の四分の一を超えてはならない。</p> <p>第九条の十一 企業組合の総組合員の二分の一以上の数の組合員（特定組合員を除く。次項から第四項までにおいて同じ。）は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。</p> <p>2 企業組合の行う事業に従事する者の三分の一以上は、組合員でなければならぬ。</p>	<p>第九条の十一 企業組合の組合員の三分の二以上は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。</p> <p>2 企業組合の行う事業に従事する者（以下「従事者」という。）の二分の一以上は、組合員でなければならない。</p> <p>3 成立後五年を経過した企業組合でその行う事業に従事する組合員（以下「従事組合員」という。）が心身の故障のため当該企業組合</p>
---	--

<p>5 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知った時から二月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過し</p>	<p>4 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、企業組合は、総会の議決により、これをもつて企業組合のためにしたものとみなすことができる。</p> <p>3 企業組合の組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために企業組合の行う事業の部類に属する取引をしてはならない。</p>	<p>7 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知った時から二月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過し</p>	<p>6 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、企業組合は、総会の議決により、これをもつて企業組合のためにしたものとみなすことができる。</p> <p>5 企業組合の組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために企業組合の行う事業の部類に属する取引をしてはならない。</p>
			<p>4 成立後五年を経過した企業組合で従事組合員が心身の故障のため当該企業組合の行う事業に従事することが困難となつたことその他これに準ずるやむを得ない事由により従事組合員の数のその従事者の総数に対する割合（以下「組合員割合」という。）が二分の一を下ることとなつたものに係る第二項の規定の適用については、当該企業組合の組合員割合が二分の一を下ることとなる直前における従事者の総数を当該企業組合の従事者の総数を超えることとならない場合に限り、同項中「三分の二」とあるのは「二分の一」とする。</p>
			<p>4 成立後五年を経過した企業組合で従事組合員が心身の故障のため当該企業組合の行う事業に従事することが困難となつたことその他これに準ずるやむを得ない事由により従事組合員の数のその従事者の総数に対する割合（以下「組合員割合」という。）が二分の一を下ることとなつたものに係る第二項の規定の適用については、当該企業組合の組合員割合が二分の一を下ることとなる直前における従事者の総数を当該企業組合の従事者の総数を超えることとならない場合に限り、同項中「三分の二」とあるのは「二分の一」とする。</p>

たときも同様である。

6 企業組合の特定組合員は、総会の承認を得なければ、企業組合の行う事業の部類に属する事業の全部又は一部を行つてはならない。

(出資)

第十条 (略)

2、6 (略)

7 企業組合の出資総口数の過半数は、組合の行う事業に従事する組合員(特定組合員を除く。)が保有しなければならない。

(法定脱退)

第十九条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一、五 (略)

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の決議によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

一 (略)

二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員又は第九条の十一第六項の規定に違反した特定組合員

三 (略)

3 (略)

たときも同様である。

(出資)

第十条 (略)

2、6 (略)

7 企業組合の出資総口数の過半数は、組合の行う事業に従事する組合員が保有しなければならない。

(法定脱退)

第十九条 組合員は、左の事由によつて脱退する。

一、五 (略)

2 除名は、左に掲げる組合員につき、総会の決議によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

一 (略)

二 出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 (略)

3 (略)

<p>(企業組合の組合員の所得に対する課税)</p> <p>第二十三条の二 企業組合の組合員(特定組合員を除く。)が企業組合の行う事業に従事したことによつて受ける所得のうち、企業組合が組合員以外の者であつて、企業組合の行う事業に従事するものに対して支払う給料、賃金、費用弁償、賞与及び退職給与並びにこれらの性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の適用については、給与所得又は退職所得とする。</p>	<p>(企業組合の組合員の所得に対する課税)</p> <p>第二十三条の二 企業組合の組合員が企業組合の行う事業に従事したことによつて受ける所得のうち、企業組合が組合員以外の者であつて、企業組合の行う事業に従事するものに対して支払う給料、賃金、費用弁償、賞与及び退職給与並びにこれらの性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の適用については、給与所得又は退職所得とする。</p>
<p>(発起人)</p> <p>第二十四条 事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合又は企業組合を設立するには、その組合員(企業組合にあつては、特定組合員以外の組合員)にならうとする四人以上の者が、協同組合連合会を設立するには、その会員にならうとする二以上の組合が発起人となることを要する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(発起人)</p> <p>第二十四条 事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合又は企業組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上の者が、協同組合連合会を設立するには、その会員にならうとする二以上の組合が発起人となることを要する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(役員)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2・4 (略)</p> <p>5 企業組合の理事は、組合員(特定組合員を除く。以下この項において同じ。)でなければならない。ただし、設立当時の理事は、組合員にならうとする者でなければならない。</p>	<p>(役員)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2・4 (略)</p> <p>5 企業組合の理事は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の理事は、組合員にならうとする者でなければならない。</p>

<p>6 12 (略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第五十九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 企業組合にあつては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年二割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてし、なお剰余があるときは、組合員(特定組合員を除く。)が企業組合の事業に従事した程度に応じてしななければならない。</p>	<p>6 12 (略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第五十九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 企業組合にあつては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてし、なお剰余があるときは、組合員が企業組合の事業に従事した程度に応じてしななければならない。</p>
--	---

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、中小企業等に対する投資事業を行うための組合契約であつて、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立することにより、円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実等を促進し、その健全な成長発展を図り、もつて我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）（第二条第一項各号に掲げるものをいう。次号において同じ。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいずれかに該当するもののうち、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、中小企業等に対する投資事業を行うための組合契約であつて、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立することにより、円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実等を促進し、その健全な成長発展を図り、もつて我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業等」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）（第二条第一項各号に掲げるものをいう。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次の各号のいずれかに該当するもののうち、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社をいう。</p>

イ 資本の額が五億円以下のもの

ロ 常時使用する従業員の数が千人以下のもの

ハ 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの

二 前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

二 中小企業者に該当する合名会社、合資会社、有限会社及び個人

三 企業組合及び協業組合

2 (略)

(中小企業等投資事業有限責任組合契約)

第三条 (略)

一 株式会社(中小企業等に限る。次号において同じ。)(の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに有限会社(中小企業等に限る。次号において同じ。)(又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社の発行する株式、新株予約権(商法(明治三十二年

一 資本の額が五億円以下のもの

二 常時使用する従業員の数が千人以下のもの

三 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの

四 前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

2 (略)

(中小企業等投資事業有限責任組合契約)

第三条 (略)

一 中小企業等の設立に際して発行する株式の取得及び保有

二 中小企業等の発行する株式、新株予約権(商法(明治三十二

法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。)若しくは新株予約権付社債等(同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有

三 前二号の規定により中小企業等投資事業有限責任組合(第六号を除き、以下「組合」という。)がその株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等を保有している株式会社(中小企業等を除く。次号において同じ。)の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等又は組合がその持分を保有している有限会社(中小企業等を除く。次号において同じ。)の持分の取得及び保有

四 中小企業等又は前号の株式会社若しくは有限会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有(これらの権利に関して利用を許諾することを含む。)

四の二 中小企業等を相手方とする匿名組合契約(商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。以下同じ。)の出資の持分又は信託の受益権(中小企業等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。)の取得及び保有

五 前各号の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保

年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。)又は新株予約権付社債等(同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得及び保有

三 前二号の規定により中小企業等投資事業有限責任組合(以下「組合」という。)がその株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している株式会社(中小企業等を除く。次号において同じ。)の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の取得及び保有

四 中小企業等又は前号の株式会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有(これらの権利に関して利用を許諾することを含む。)

(新設)

五 前各号の規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等、工業所有権又は著作権を保有している株式会社に

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）（第二条関係）</p> <p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 罰則（第三十九条・第四十条）</p>	<p>目次 第一章～第六章（同上） 第七章 罰則（第三十九条）</p>
<p>有している中小企業等に対して経営又は技術の指導を行う事業</p> <p>六（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 中小企業等投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資又は投資事業を営む者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資</p> <p>七（略）</p> <p>2）4（略）</p>	<p>対して経営又は技術の指導を行う事業</p> <p>六（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 組合又は外国に所在する組合に類似する団体に対する出資</p> <p>七（略）</p> <p>2）4（略）</p>

附則

(最低資本金に関する特例)

第十條 第二條第二項第三号に掲げる創業者(当該創業者に該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、確認の申請書を平成二十年三月三十一日までに経済産業大臣に提出して、その確認を受けた者に限る。)が当該確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る株式会社で、その設立の時における資本の額が千万円に満たないもの(以下「確認株式会社」という。)(については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十八条ノ四の規定は、その設立の日から五年間(資本の額を千万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。

2 前項に規定する創業者が同項の確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る有限会社で、その設立の時ににおける資本の総額が三百万円に満たないもの(以下「確認有限会社」という。)(については、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)(第九條の規定は、その設立の日から五年間(資本の総額を三百万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。

(確認の取消し)

第十條の二 経済産業大臣は、前條第一項の確認を受けた者について、偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明し

附則

第十條 削除

(新設)

たときは、その確認を取り消すことができる。

(定款への記載)

第十条の三 確認株式会社の定款には、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第十条の十八第一項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録しなければならない。

2 確認有限会社の定款には、有限会社法第六条第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第十条の十八第二項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録しなければならない。

(株式申込証の用紙への記載)

第十条の四 確認株式会社の商法第百七十五条第一項の株式申込証の用紙には、同条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第十条の十八第一項各号に掲げる事由により解散する旨を記載しなければならない。

(設立における払込みの証明の特例)

第十条の五 確認株式会社を設立する場合における商法第百八十九条の規定の適用については、同条第一項中「為スコトヲ要ス」とあるのは「為スコトヲ得」と、同条第二項中「前項ノ」とあるの

(新設)

(新設)

(新設)

は「前項ノ証明ヲ為シタル」とする。

2 確認有限会社を設立する場合における有限会社法第十二条第三項において準用する商法第百八十九条の規定の適用については、同条第一項中「為スコトヲ要ス」とあるのは「為スコトヲ得」と、同条第二項中「前項ノ」とあるのは「前項ノ証明ヲ為シタル」とする。

(現物出資等の調査の特例)

第十条の六 確認株式会社を設立する場合における商法第百六十八条第一項第五号及び第六号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任についての同法第百七十三条第二項(同法第百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同法第百七十三条第二項中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは、「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

2 確認有限会社を設立する場合における有限会社法第七条第二号及び第三号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任についての同法第十二条ノ二第二項の規定の適用については、同項中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは、「六十万円ヲ超エザル場合」とする。

(設立の登記)

(新設)

(新設)

第十条の七 確認株式会社の設立の登記においては、商法第百八十八条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第十条の十八第一項各号に掲げる事由により解散する旨を登記しなければならない。

2 確認株式会社の設立の登記の申請書についての商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第八十条第十号の規定の適用については、同号中「払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは、「商法第百七十条第一項又は第百七十七条第一項の払込みがあつたことを証する書面及び新事業創出促進法第十条第一項の確認を受けたことを証する書面」とする。

3 確認有限会社の設立の登記においては、有限会社法第十三条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第十条の十八第二項各号に掲げる事由により解散する旨を登記しなければならない。

4 確認有限会社の設立の登記の申請書についての商業登記法第九十五条第六号の規定の適用については、同号中「払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは、「有限会社法第十二条第一項の払込みがあつたことを証する書面及び新事業創出促進法第十条第一項の確認を受けたことを証する書面」とする。

(書面の提出等)

第十条の八 確認株式会社及び確認有限会社は、成立したときは、直ちに、当該会社の商号、成立の年月日その他の経済産業省令で定める事項について記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 確認株式会社(資本の額を千万円以上としたものを除く。第十条の十八第一項を除き、以下同じ。)及び確認有限会社(資本の総額を三百万円以上としたものを除く。同条第二項を除き、以下同じ。)は、前項の規定により提出した書面に記載された事項に変更があったときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、前二項の書面を経済産業省に備え置き、その書面の提出があった日から、当該会社の設立の日から五年を経過する日(その日までに第十条の二の規定による確認の取消し又は第十条の十九第一項若しくは第二項の規定による届出があった場合には、当該取消し又は届出があった日)までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

(事後設立の特例)

第十条の九 確認株式会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であって営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六条第一項の規

(新設)

(新設)

定及び同条第三項において準用する同法第一百七十三条第二項の規定の適用については、同法第二百四十六条第一項中「資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル」とあるのは「五十万円以上ノ」と、同条第三項において準用する同法第一百七十三条第二項中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

2 確認有限会社はその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての有限会社法第四十条第三項（同法第五十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定及び同法第四十条第四項において準用する商法第二百四十六條第三項において準用する同法第一百七十三条第二項の規定の適用については、有限会社法第四十条第三項中「資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル」とあるのは「十五万円以上ノ」と、同条第四項において準用する商法第二百四十六條第三項において準用する同法第一百七十三条第二項中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「六十万円ヲ超エザル場合」とする。

（新株の発行等における払込みの証明の特例）

第十條の十 確認株式会社が新株を発行する場合における商法第二百八十条ノ十四第一項及び商業登記法第八十二条第四号の規定の適用については、商法第二百八十条ノ十四第一項中「第百八十九

（新設）

条」とあるのは「新事業創出促進法第十条の五第一項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第百八十九条」と、商業登記法第八十二条第四号中「払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは「商法第二百八十条ノ七の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該新株の発行後のその確認株式会社の資本の額が千万円を超えることとなるときは、この限りでない。

2 確認有限会社が資本を増加する場合における有限会社法第五十七条において準用する同法第十二条第三項の規定及び商業登記法第九十六条第二号の規定の適用については、有限会社法第五十七条において準用する同法第十二条第三項中「同法第百八十九条」とあるのは「新事業創出促進法第十条の五第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル商法第百八十九条」と、商業登記法第九十六条第二号中「から第四号までに掲げる書面」とあるのは「及び第三号に掲げる書面並びに有限会社法第五十七条において準用する同法第十二条第一項の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該資本の増加後のその確認有限会社の資本の総額が三百万円を超えることとなるときは、この限りでない。

(貸借対照表等の提出等)

第十条の十一 確認株式会社及び確認有限会社（清算中のものを除く。）は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の貸借対

(新設)

照表、損益計算書及び利益金の処分の決議に関する資料（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第十条の八第三項の規定は、前項の貸借対照表（電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）について準用する。

（配当の制限等）

第十二条 確認株式会社が商法第二百九十条第一項の利益の配当又は同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を行う場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千万円とみなして、同法第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

2 確認株式会社に於ては、商法第二百九十一条第一項の規定は、適用しない。

3 確認株式会社が商法第二百四十二条ノ三第一項（同法第二百四十二条ノ五第一項において準用する場合を含む。）、第二百十條第一項又は第二百一十一條ノ三第一項の規定により自己の株式を買い受ける場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千万円とみなして、同法第二百四十二条ノ三ノ二第五項、第二百十條第三項、第二百

（新設）

十条ノ二第一項及び第二百十一條ノ三第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

4 確認有限会社が有限会社法第四十六条第一項において準用する商法第二百九十条第一項の利益の配当を行う場合においては、当該確認有限会社の資本の総額を三百万円とみなして、有限会社法第四十六条第一項において準用する商法第二百九十条第一項の規定及び同項に係る有限会社法の規定を適用する。

5 確認有限会社が有限会社法第十九条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十二条第一項又は有限会社法第二十四条第一項において準用する商法第二百四十二条第一項の規定により自己の持分を買い受ける場合においては、当該確認有限会社の資本の総額を三百万円とみなして、有限会社法第十九条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十二条ノ三ノ二第五項並びに有限会社法第二十四条第一項において準用する商法第二百四十二条第三項及び第二百四十二条ノ二第一項の規定並びにこれらの規定に係る有限会社法の規定を適用する。

（会社の分割）

第十條の十三 確認株式会社又は確認有限会社が新設分割をする場合においては、分割により設立する会社は、その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付

（新設）

することができない。

- 2 確認株式会社又は確認有限会社が吸収分割をする場合においては、当該確認株式会社又は当該確認有限会社から営業の全部又は一部を承継する会社は、その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付することができない。

(資本の減少)

- 第十条の十四 確認株式会社及び確認有限会社は、資本の減少により金銭その他の財産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に支払い、又は交付することができない。

(新設)

(解散事由の登記の抹消)

- 第十条の十五 確認株式会社は、その資本の額を千万円以上としたときは、第十条の七第一項の規定により登記された事項の抹消の登記を申請しなければならない。

(新設)

- 2 前項の登記の申請と当該確認株式会社が資本の額を千万円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならない。

- 3 確認有限会社は、その資本の総額を三百万円以上としたときは、第十条の七第三項の規定により登記された事項の抹消の登記を申請しなければならない。

- 4 前項の登記の申請と当該確認有限会社が資本の総額を三百万円以

上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならぬ。

(有限会社への組織変更の特例)

第十条の十六 確認株式会社は、有限会社法第六十四条第三項の規定にかかわらず、商法第三百四十三条に定める決議によりその組織を変更して有限会社とすることができる。

(新設)

(合名会社等への組織変更)

第十条の十七 確認株式会社は、株主総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。

(新設)

2 前項の場合には、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならない。

3 商法第百条並びに有限会社法第六十一条第一項、第六十四条第一項ただし書、第二項及び第五項、第六十四条ノ二、第六十四条ノ三並びに第六十六条の規定は、第一項の規定による確認株式会社組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十六条中「有限会社二付テ八第十三条第二項ニ定ムル登記」とあるのは、「合名会社二付テ八商法第六十四条第一項ニ定ムル登記、合資会社二付テ八同法第四百九条第一項ニ定ムル登記」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定により合名会社に組織を変更した場合の合名会社についてする登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない

- ない。
- 一 定款
- 二 商業登記法第六十七条第二号及び第九十三条第一項第五号に掲げる書面
- 5 第一項の規定により合資会社に組織を変更した場合の合資会社についてする登記の申請書には、前項各号に掲げる書類のほか、商業登記法第七十四条の書面を添付しなければならない。
- 6 商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、前二項に規定する場合について準用する。
- 7 確認有限会社は、社員総会の決議によりその組織を変更して合資会社又は合資会社とすることができる。
- 8 前項の場合には、有限会社法第四十八条に定める決議によらなければならぬ。
- 9 商法第百条並びに有限会社法第六十一条第一項、第六十四条第五項、第六十四条ノ二、第六十四条ノ三、第六十六条及び第六十七条第二項の規定は、第七項の規定による確認有限会社の組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十六条中「株式会社」とあるのは「有限会社」と、「有限会社二付テ八第十三条第二項ニ定ムル登記」とあるのは「合名会社二付テ八商法第六十四条第一項ニ定ムル登記、合資会社二付テ八同法第百四十九条第一項ニ定ムル登記」と読み替えるものとする。
- 10 第四項及び第六項の規定は第七項の規定により合名会社に組織

変更した場合の合名会社については登記の申請について、第五項及び第六項の規定は第七項の規定により合資会社に組織変更した場合の合資会社についてする登記の申請について準用する。この場合において、第四項第二号中「及び第九十三条第一項第五号に掲げる書面」とあるのは「に掲げる書面」と、第五項中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「前項各号に掲げる書類（商業登記法第九十三条第一項第五号に掲げる書面を除く。）」と読み替えるものとする。

（解散の原因）

第十條の十八 確認株式会社として設立された株式会社（登記された資本の額が千円未満の株式会社に限る。）は、商法第四百四條各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散する。

一 資本の額を千円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から五年を経過したこと。

二 第十條の二の規定により第十條第一項の確認を取り消されたこと。

2 確認有限会社として設立された有限会社（登記された資本の総額が三百万円未満の有限会社に限る。）は、有限会社法第六十九條第一項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散する。

（新設）

一 資本の総額を三百万円以上とする変更の登記又は株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から五年を経過したこと。

二 前項第二号に掲げる事由

(解散等の届出)

第十条の十九 確認株式会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。その会社を代表する役員であつた者

二 破産により解散したとき。その破産管財人

三 合併及び破産以外の事由(前条第一項各号に掲げるものを除く。)により解散したとき。その清算人

四 資本の額を千万円以上としたとき。その会社

五 有限会社、合名会社又は合資会社に組織を変更したとき。その会社

2 確認有限会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。その会社を代表する役員であつた者

(新設)

二 破産により解散したとき。その破産管財人

三 合併及び破産以外の事由（前条第二項各号に掲げるものを除く。）により解散したとき。その清算人

四 資本の総額を三百万円以上としたとき。その会社

五 株式会社、合名会社又は合資会社に組織を変更したとき。
その会社

（事後設立における検査役調査に関する特例）

第十一条の四 認定事業者であつて株式会社であるもの（以下「認定会社」という。）が認定計画（第十一条の二第五項第一号及び第三号に適合するものとして認定を受けたものに限る。）に従つて商法第二百四十六条第一項の契約をし、営業のために継続して使用する財産を譲り受ける場合において、当該認定会社の取締役は、当該契約が相当であることの証明を受けるため、弁護士、弁護士法人、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人に当該契約を調査させるときは、調査をする者の氏名又は名称、調査の方法その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出して、当該調査を実施させることができる旨の認定を受けることができる。この場合において、当該認定を受けて実施した調査の結果として当該契約が相当である旨の証明がなされた場合における当該認定会社の取締役には商法第二百四十六条第二項の規定は、適

（事後設立における検査役調査に関する特例）

第十一条の四 認定事業者であつて株式会社であるもの（以下「認定会社」という。）が認定計画（第十一条の二第五項第一号及び第三号に適合するものとして認定を受けたものに限る。）に従つて商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十六条第一項の契約をし、営業のために継続して使用する財産を譲り受ける場合において、当該認定会社の取締役は、当該契約が相当であることの証明を受けるため、弁護士、弁護士法人、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人に当該契約を調査させるときは、調査をする者の氏名又は名称、調査の方法その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出して、当該調査を実施させることができる旨の認定を受けることができる。この場合において、当該認定を受けて実施した調査の結果として当該契約が相当である旨の証明がなされた場合における当該認定会社の取締役には商法第

用しない。

2 5 (略)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の八第一項若しくは第二項の規定による書面を提出せず、又は虚偽の記載のある書面を提出した者

二 第三十七条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 確認株式会社又は確認有限会社の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その確認株式会社又は確認有限会社の業務に関し、前項第一号の違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、その確認株式会社又は確認有限会社に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一項第二号の違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四十条 発起人、会社の業務を執行する社員若しくはその業務代行者、会社の取締役若しくは商法第二百五十八条第二項（有限会社法第三十二条において準用する場合を含む。）若しくは商法第

二百四十六条第二項の規定は、適用しない。

2 5 (同上)

第三十九条 第三十七条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、法人又は人に対して同項の刑を科する。

(新設)

百八十八条第三項若しくは有限会社法第十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の取締役の職務代行者、会社を代表する役員であつた者、破産管財人又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第十条の四の規定に違反して、株式申込証の用紙（その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。）に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

二 第十条の七第一項又は第三項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第十条の十一第一項の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは利益金の処分の決議に関する資料を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

四 第十条の十七第三項及び第九項において準用する商法第百条の規定に違反して組織変更をしたとき。

五 第十条の十七第三項において準用する有限会社法第六十四条第二項若しくは第六十四条ノ三の規定又は第十条の十七第九項において準用する同法第六十四条ノ三若しくは第六十七条第二項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

- 六 第十条の十七第三項及び第九項において準用する有限会社法第六十六条の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。
- 七 第十条の十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

改正案	現行
<p>（準用）</p> <p>第五條の二十三 協業組合の組合員については、協同組合法第十九條（同條第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号を除く。）（法定脱退）及び第二十条から第二十二條まで（持分の払戻し）の規定を準用する。この場合において、同法第十九條第二項第二号中「出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員又は第九條の十一第六項の規定に違反した特定組合員」とあるのは、「出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第五條の八第一項の規定に違反した組合員（法人たる組合員であつて、その役員が同條第二項において準用する同條第一項の規定に違反したものを含む。）」と、同法第二十条中「脱退した」とあるのは、「脱退又は出資口数の減少をした」と、同法第二十一条中「脱退の時」とあるのは、「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替へるものとする。</p> <p>2～6（略）</p>	<p>（準用）</p> <p>第五條の二十三 協業組合の組合員については、協同組合法第十九條（同條第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号を除く。）（法定脱退）及び第二十条から第二十二條まで（持分の払いもどし）の規定を準用する。この場合において、同法第十九條第二項第二号中「出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員」とあるのは、「出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第五條の八第一項の規定に違反した組合員（法人たる組合員であつて、その役員が同條第二項において準用する同條第一項の規定に違反したものを含む。）」と、同法第二十条中「脱退した」とあるのは、「脱退又は出資口数の減少をした」と、同法第二十一条中「脱退の時」とあるのは、「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替へるものとする。</p> <p>2～6（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（新事業創出促進法の一部改正）</p> <p>第六十四条 新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第十一条の五」を「第十一条の四」に改める。</p> <p>第十条の六第一項中「第七百七十三条第二項」を「第七百七十三条第二項第一号」に、「同法第七百七十三条第二項中」を「同条第二項第一号」に改める。</p> <p>第十条の九第一項中「第七百七十三条第二項の」を「第七百七十三条第二項第一号の」に、「同条第三項において準用する同法第七百七十三条第二項中」を「同条第二項中」に改め、同条第二項中「第七百七十三条第二項の」を「第七百七十三条第二項第一号の」に、「同法第四十条第四項において準用する商法第二百四十六条第三項において準用する同法第七百七十三条第二項中」を「同条第二項中」に改める。</p> <p>第十条の十二第三項中「又は第二百一十一条ノ三第一項」を「第二百一十一条ノ三第一項又は第二百一十一条ノ五第二項（同法第二百一十四条ノ六において準用する場合を含む。）」に改める。</p>	<p>（新事業創出促進法の一部改正）</p> <p>第六十四条 新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第十一条の五」を「第十一条の四」に改める。</p> <p>第十一条の二第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。</p> <p>第十一条の三第三項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。</p> <p>第十一条の四を削る。</p> <p>第十一条の五第一項の表第三条第一項の項中「第十一条の五第一項」を「第十一条の四第一項」に改め、同条を第十一条の四とする。</p> <p>第十六条第一項第二号中「商法」を「商法（明治三十二年法律第四十八号）」に改める。</p> <p>第三十二条第一号及び第三号中「第十一条の二第五項第一号」を「第十一条の二第四項第一号」に改める。</p> <p>第三十八条第二項中「から第十一条の四まで」を「第十一条</p>

第十一条の二第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十一条の三第三項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第十一条の四を削る。

第十一条の五第一項の表第三条第一項の項中「第十一条の五第一項」を「第十一条の四第一項」に改め、同条を第十一条の四とする。

第三十二条第一号及び第三号中「第十一条の二第五項第一号」を「第十一条の二第四項第一号」に改める。

第三十八条第二項中「から第十一条の四まで」を「、第十一条の三」に改め、同条第四項中「第五項第三号並びに第十一条の四第一項及び第二項」を「第四項第三号」に改める。

の三」に改め、同条第四項中「第五項第三号並びに第十一条の四第一項及び第二項」を「第四項第三号」に改める。